

東部こども相談センター設置及び 南部こども相談センター再整備 （一部保護所建替え及び現施設の 改修工事）について

1 児童相談所の機能強化にかかる国の動き（抜粋）

平成28年6月 児童福祉法改正	① 児童福祉司 → 人口と虐待相談対応件数を基準に配置標準が改正された。 - 各児童相談所の管轄区域の<u>4万人に1人以上を配置する</u>ことを基本 - 全国平均より<u>虐待相談対応の発生率が高い場合</u>には、<u>業務量（虐待対応件数）に応じて上乗せ</u>を行う。 ② 児童心理司 → 同法の改正に基づき配置が明記され、児童相談所運営指針により配置標準が定められた。（平成28年9月：同指針改正） <u>児童福祉司2人につき1人以上配置</u>することを標準
平成29年8月2日 新しい社会的養育ビジョン	○ 平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親と特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。 ポイントの一つ：<u>児童相談所の機能強化と一時保護改革</u>
平成30年7月6日 一時保護ガイドライン	① 原則として<u>個室対応を基本</u>とし、<u>個別対応を可能とするような職員配置や環境整備</u>を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保 ② また、子どもを一時的に、家族等から引き離す中で、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されること
平成30年12月18日 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）	① 児童相談所の機能強化 - 児童福祉司増員→ 児童相談所の管轄地域の<u>人口／4万人 → ／3万人</u> <u>里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の追加配置</u> - 児童心理司の増員、保健師の増員、弁護士的配置等 - 一時保護の体制強化（<u>一時保護所の個室化推進、小規模グループケア等の専用施設設置の促進、個別性を尊重した一時保護が行われる環境整備</u>） - 児童相談所の専門性強化

2 大阪市こども相談センターの整備経過及び課題について

これまでの経過

- ・本市では、専門性の確保や緊急時の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、市内中心部1か所の児童相談所で対応していたが、**虐待相談件数が大幅に増加**。（平成21年度1,606件→平成25年度 3,193件）
- ・平成26年9月 南部と北部に新たに児童相談所を設置し、**3か所体制とすることを決定**
- ・平成28年10月 南部こども相談センター（2か所目）の開設（昭和58年築のもと児童相談所を改修して開設）
- ・平成31年 1月 中央こども相談センターの建替えを決定
- ・**3か所体制決定後も虐待相談件数がさらに増加**（平成25年度 3,193件→平成30年度 6,316件）
- ・令和元年10月 鶴見区に「（仮称）**東部こども相談センター**」を開設し、**4か所体制とすることを決定（戦略会議）**
- ・令和3年1月 南部こども相談センターを再整備し、一時保護所の移転と既存施設の事務所活用を決定（戦略会議）
- ・令和3年4月 北部こども相談センター（3か所目）開設

3 事業規模について

東部こども相談センター（鶴見区今津南1丁目3-11）

位置図



計画概要

項目	内容
敷地面積	2,358.82㎡
工事種別	新築
建物用途	児童福祉施設
構造種別	鉄筋コンクリート造
規模	地上4階建て
建築面積	1,349.71㎡
建蔽率	57.22%
延床面積	4,536.25㎡
容積対象面積	4,293.88㎡
容積率	182.04%
最高高さ	19.65m
四輪車駐車台数	11台
自動二輪車駐輪台数	非特定用途のため不要
駐輪台数	職員用：10台、利用者用：25(2)台
	()は原動機付き自転車

事業規模について

東部こども相談センター（鶴見区今津南1丁目3-11）

延べ床面積

階	床面積（㎡）	容積対象床面積（㎡）
PH階	33.43	33.43
4 階	760.63	707.73
3 階	1,226.65	1,219.11
2 階	1,266.66	1,250.54
1 階	1,248.88	1,083.07
延べ床面積合計	4,536.25	4,293.88

事業規模について

南部こども相談センター（平野区喜連西 6 丁目 2 - 5 5）

位置図



施設概要

建	築	年	度
開	設	年	月
敷	地	面	積
建	築	面	積
建	物	構	造
延	床	面	積

昭和58年11月（築37年経過）

平成28年10月 ※もと中央児童相談所を改修し開設

1, 6 9 3 m²（合築施設との按分による面積）

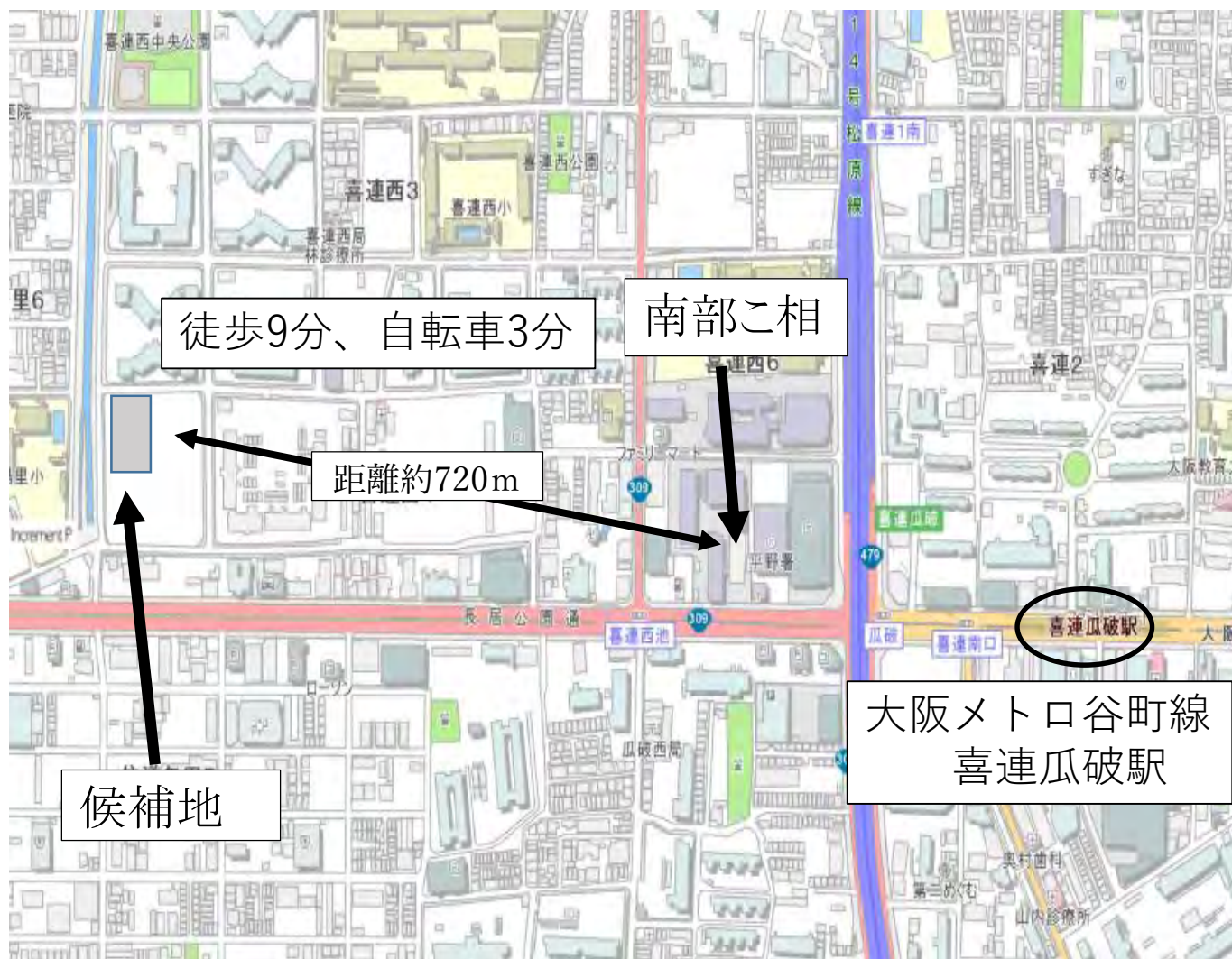
7 1 2 m²

RC地上4階地下1階建て

2, 4 2 4 m²（うち、一時保護所部分は約 1, 0 0 0 m²）

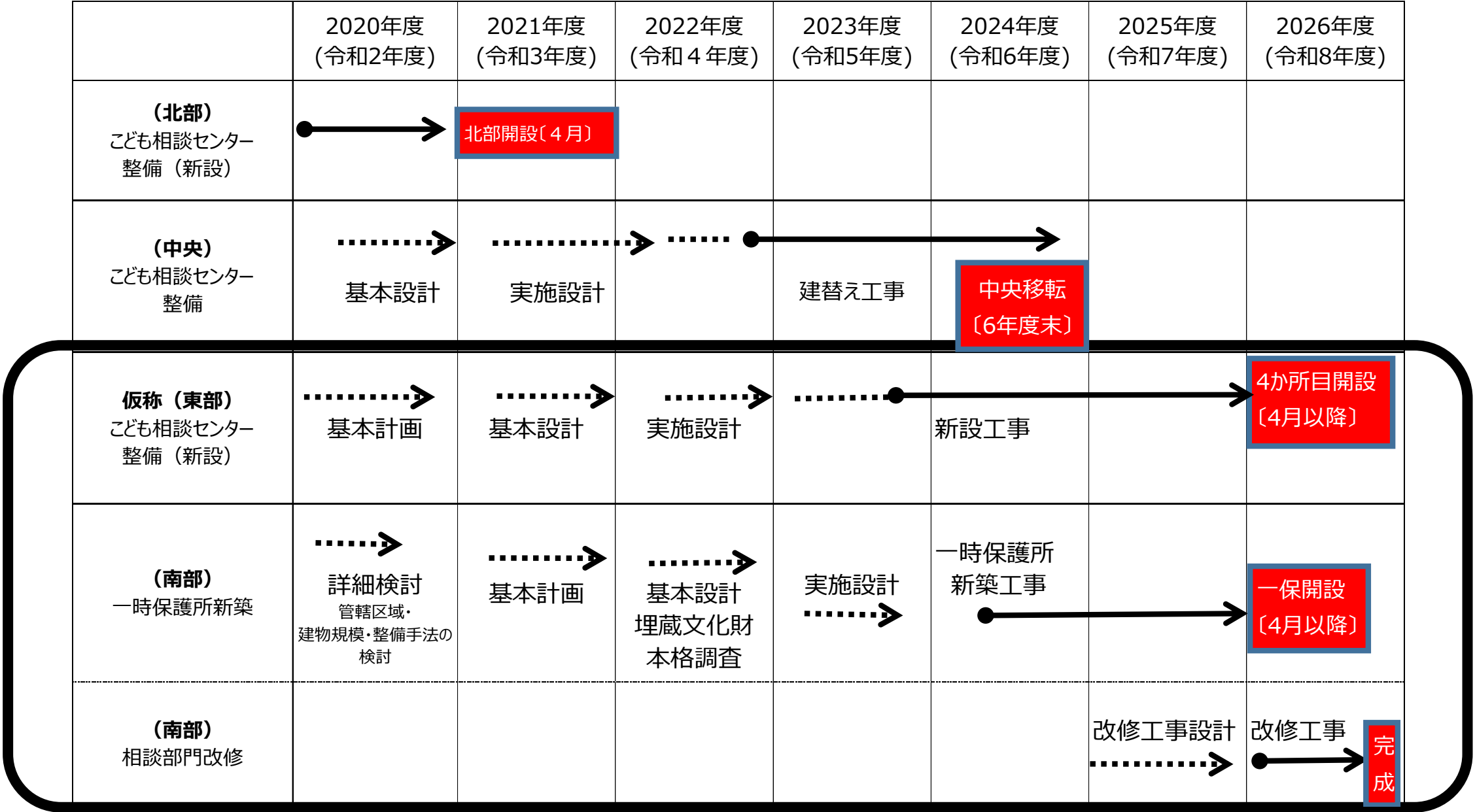
事業規模について

位置図



必 要 敷 地 面 積	約2,500m ²
建 物 構 造	地上3階建
延 床 面 積	約2,000m ²

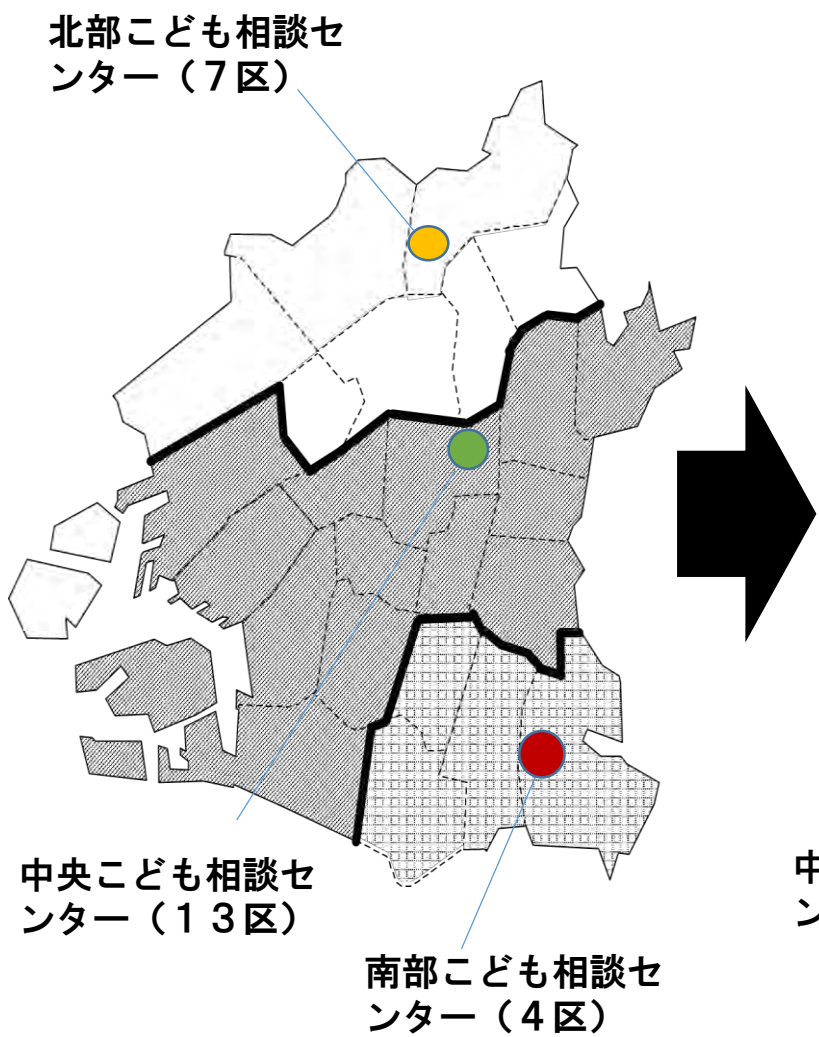
4 児童相談所強化スケジュール（案）



5 こども相談センターおよび一時保護所の設置状況の変遷

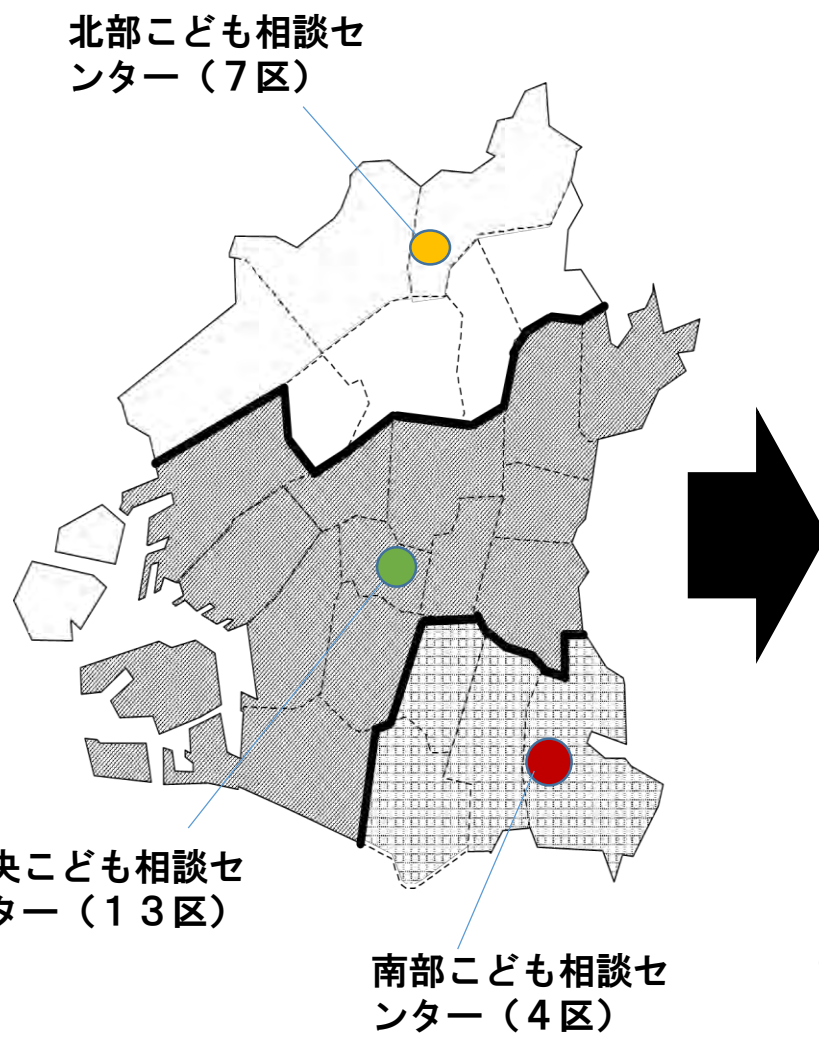
3カ所体制（令和3年4月）

※北部こども相談センター開設



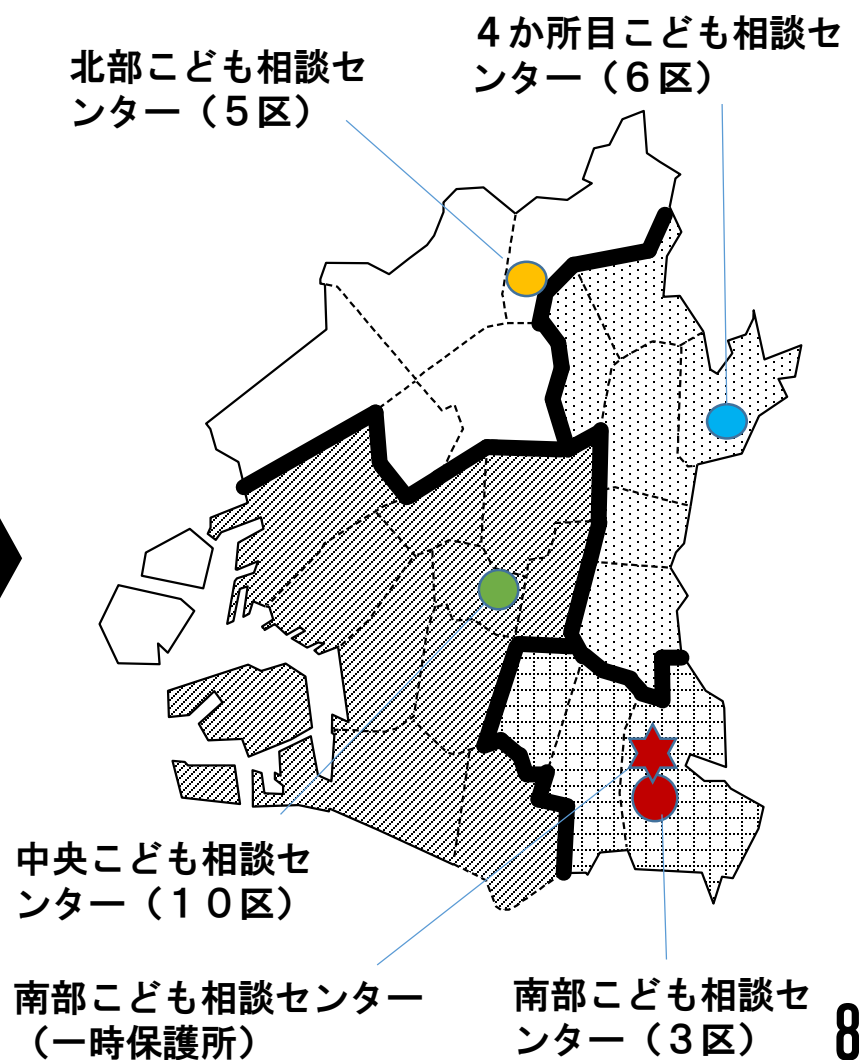
3カ所体制（令和6年度末）

※中央こども相談センター建替え移転



4カ所体制（令和8年度）

※4カ所目開設・南部こども相談センター一時保護所移転



6 大阪市に4か所の児童相談所設置の必要性

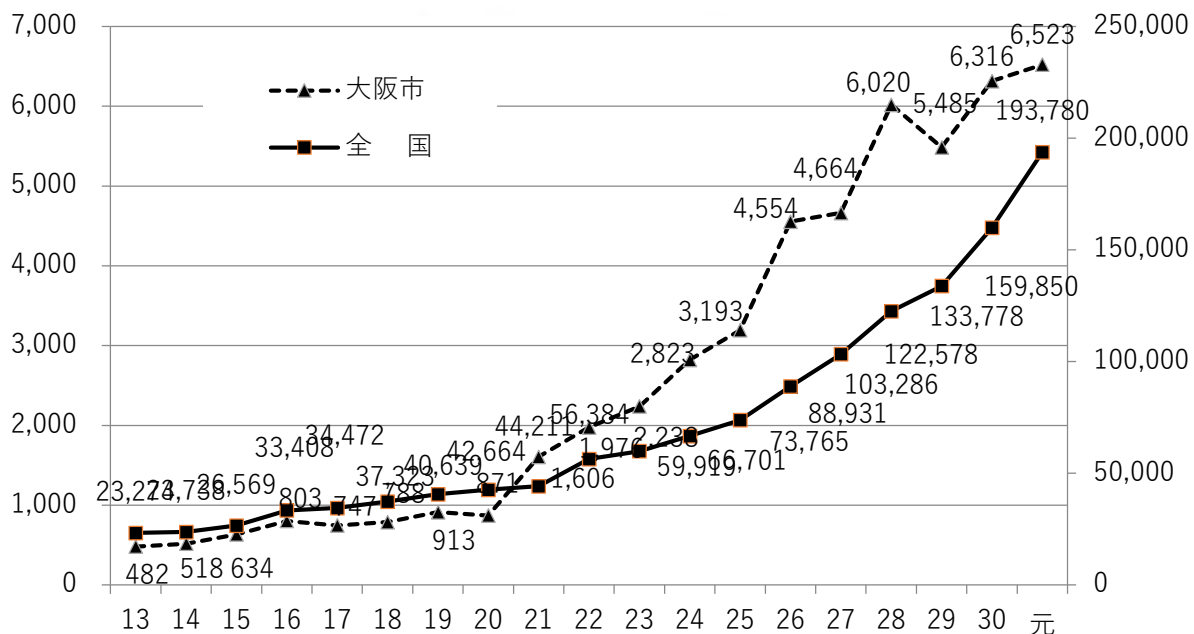
児童相談所

虐待相談件数の増加

平成25年度3,193件→令和元年度6,523件

児童相談所の増設が必要

児童相談所における虐待相談件数の推移
(平成13年度～令和元年度)



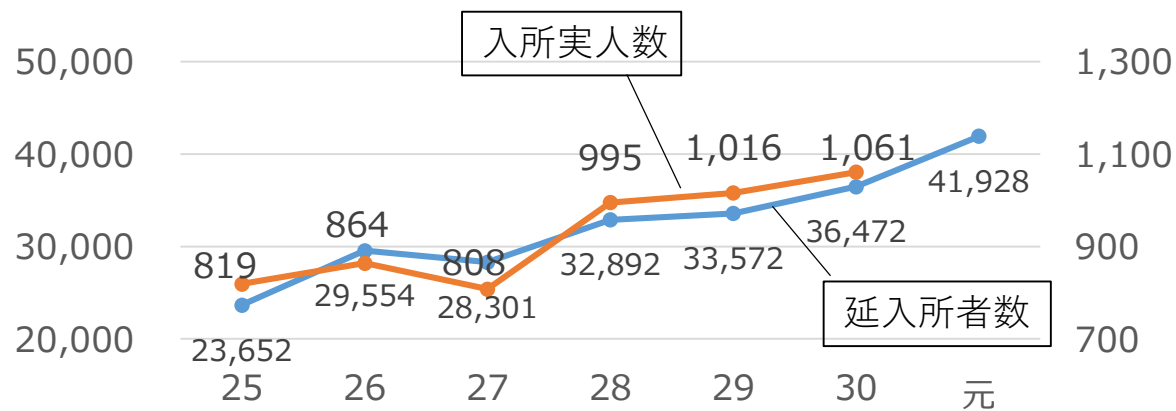
※ 平成29年度の虐待相談件数の減少は、児童福祉法の改正により受付件数が児童福祉司の配置数に反映されることになったため、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

一時保護所

一時保護児童数が増加傾向にあり、男子・女子学童の定員超過が常態化

一時保護所の増設及び定員増員が必要

一時保護所延入所者数の推移
(平成25年度～令和元年度)



年度	各施設の定員数→	中央			南部			(総定員) (100名)	平均保護 日数
		男子 22名	女子 20名	幼児 28名 (17名)	男子 10名	女子 10名	幼児 10名		
平成29年度	平均人数	22.5	23	16.2	12.7	11.1	6.6	92.1	33.8
	最大人数	27	30	19	17	18	11	122	
平成30年度	平均人数	26.2	24.9	15.1	13.4	11.5	9.2	100.3	33.7
	最大人数	36	35	26	22	19	16	154	
令和元年度	平均人数	29.8	27.3	18.6	16.2	12.8	9.9	114.6	42.8
	最大人数	42	38	25	24	20	16	136	

※中央の幼児の定員数は28名だが、施設構造上17名定員で運営している。

課題

① 児童相談所の増設

- ・虐待相談件数の大幅な増加に対応するため児童相談所を増設する必要がある。

② 一時保護所の環境改善及び定員増員

- ・個室対応や家庭的な環境整備ができていない。（リビングスペース、ユニットバス、洋式トイレの設置など）
（北部のみガイドラインに対応、中央建替えはガイドラインに対応した整備を進めている）
- ・入所定員を超えた受け入れが常態化している。定員100人→**平均114.6人最大136人（令和元年度）**

③ 相談部門スペース不足

- ・現在の職員数に対しすでに狭あいであり、南部こ相は未利用施設を一時活用するなどしてスペースを確保。
- ・児童相談所の機能強化による職員の増員に伴う、執務スペース、面接室、会議室等を増やす必要がある。

東部こども相談センター整備に伴う効果

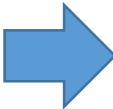
【児童相談所増設の効果】

- 迅速な組織判断
- 安全確認が迅速で効率的に
- 区役所等の関係機関との連携強化
- 利用者(市民)の近くになることで、利用しやすい

南部こども相談センター再整備に伴う効果

【再整備の効果】

- 一時保護所の環境改善
- 相談業務等機能強化



今後の施設規模の拡大については、虐待抑制に向けたソフト施策などの児童に関する総合的な政策を踏まえ、必要に応じて、地域バランスを考慮しつつこども相談センター全体で判断していく。

8 課題対応のための整備手法について

相談部門

- ◎ 南部こ相の現施設はS 58年建設であり、建物使用の目安である築65年まで使用可能と考えられる。（現在築37年）
- ◎ 執務スペースを増やす必要がある。



- ・4か所目の児童相談所（東部こ相）を設置する。
- ・南部こ相は、一時保護所移転後の空きスペースを事務所に改修し増床する。

※南部こ相増床後のスペースは職員数95人程度が上限となるため、今後、推計どおりに虐待相談件数が増加した場合は、他のセンターと管轄区域の調整を行い、南部の管轄区を4区から3区に変更する。

※現在の狭あい状態に対しては、事務所拡張工事が終わるまでの間、近隣の未利用施設（もと喜連老人憩の家）を南部こ相分室とし一部の職員を移すことで対応する。

一時保護所

- ◎ 南部は、居室等の環境改善については、耐震壁や窓の位置など設計上の制約が多く、現施設での増床は困難
- ◎ 定員超過を解消するため、本市全体の入所定員を増やす必要がある。



※整備後の一時保護所の定員状況

- ・4か所目の児相（東部こ相）に一時保護所を付設する。
- ・南部こ相一保は別の敷地で移転建替える。

	4か所目 一時保護所	北部 一時保護所	建て替え後中央 一時保護所	南部 一時保護所	合計
定員(人)	40	40	60	40	180

【事業費等の妥当性】 9 東部こども相談センター及び南部こども相談センター建物規模について

	南部こ相一時保護所 想定面積	南部こ相相談部門 改修後面積	東部こども相談センター 想定面積	中央こども相談センター建替え	北部こども相談センター
建物規模	地上3階建て を想定	地上4階建て	地上4階建て	地上3階建て	地上5階建て
敷地面積〔㎡〕	約2,500㎡	1,693㎡	2,358㎡	約10,000㎡	1,904㎡
建築面積 (本体棟、公用車置場等)	約1,500㎡	712㎡	約1,350㎡	約3,000㎡	982㎡
外構、緑地、通路等 (一時保護所所庭を含む)	約1,000㎡	982㎡	約1,000㎡	約7,000㎡	922㎡
延床面積〔㎡〕	約2,000㎡	2,424㎡	約4,537㎡	約5,500㎡	3,766㎡
〔 上記の内 一時保護所を除く 相談部門床面積 〕	－	2,424㎡	約2,537㎡	約3,200㎡	2,212㎡
〔 一時保護所床面積 〕	約2,000㎡	－	約2,000㎡	約2,300㎡	1,554㎡

(単位：千円)

事業費	1,170,000	150,000	2,541,722
その他	約116,000 埋蔵文化財調査		約200,000 土壌汚染対策
総事業費	1,286,000	150,000	2,741,722